



# 労働保険関係事務において事業主における取扱いの見直し

**委託契約書(労働保険事務等委託書など)の見直しが必要**です。

マイナンバー制度が始まると、「個人番号」の記載された雇用保険被保険者資格取得届などを労働保険事務組合がハローワークへ提出することとなりますので、委託契約の見直し等が必要になります。

**「個人番号」の収集と労働保険事務組合への提供が必要**です。

事業主は、従業員から「個人番号」を収集した上で、雇用保険被保険者資格取得届等をハローワークへ提出するため、労働保険事務組合へ提供していただきます。

**安全管理措置が必要**です。

個人番号その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保し、具体的な取扱いを定めるため、ガイドラインに沿って「基本方針」及び「事務取扱規定」を策定し、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止などのため、適切な安全管理措置を講じる必要があります。

## 安全管理措置の具体的な取扱い

事務取扱担当者や取扱う事務の範囲の明確化など、組織体制の整備と事務取扱規定に基づく運用。

盗難・紛失防止のため、特定個人情報を取扱う機器、電子媒体又は書類等は、施錠可能な書庫等へ保管。特定個人情報に関する作業を行う事務スペースは、事務取扱担当者以外の者から見えないよう間仕切り設置、座席の配置の工夫。

個人番号の記載された書類を、労働保険事務組合へ郵送にて送付する際、簡易書留など、追跡可能な郵便制度を利用。手渡しで書類を授受する場合は個人番号が安易に見えることの無いように封入封緘する。

個人番号を含む情報を電子媒体で持ち出す場合、漏えい防止のため、データの暗号化またはパスワードによる保護を行い、施錠可能なケースでの運搬。

情報漏えい事案に迅速に対応するための体制整備。

事業主は、労働保険関係事務のみではなく、源泉徴収作成事務、健康保険・厚生年金保険届出事務等の特定個人情報を取扱う場合は、すべて安全管理措置を講じる必要があります。

## 雇用保険被保険者関係の手続き(例)

